

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、地域計画（案）を定めたので、同条第 7 項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 7 年 3 月 7 日

筑後市長 西田 正治

記

1. 地域計画（案）を策定した地域

- |           |            |          |          |
|-----------|------------|----------|----------|
| (1) 羽犬塚地区 | (2) 筑後北地区  | (3) 松原地区 | (4) 古川地区 |
| (5) 水田地区  | (6) 水洗地区   | (7) 下妻地区 | (8) 古島地区 |
| (9) 二川地区  | (10) 西牟田地区 |          |          |

2. 縦覧期間

令和 7 年 3 月 7 日（金）から令和 7 年 3 月 2 1 日（金）まで

3. 縦覧場所

筑後市役所 東庁舎 2 階 農政課及び筑後市ホームページ

4. 意見書の提出について

各地域計画（案）に対して意見がある場合は、次のとおり意見書を提出することができます。

(1) 対象者

意見書を提出できる人は、当該地域計画の利害関係者に限ります。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

(3) 提出方法

市農政課へ持参されるか、郵送（必着）、電子メールまたは F A X により提出してください。